

京都市農業指導所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第140号

京都市農業指導所規則の一部を改正する規則

京都市農業指導所規則の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「及び出荷並びに計画流通米の小売業の登録」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)